

7. 病院群の構成等

別表

基幹型病院の名称（所在都道府県）：和歌山県立医科大学附属病院（和歌山県）

基幹型病院				協力型病院				臨床研修協力施設				研修プログラム			
所在都道府県	二次医療圏	名称	新規	所在都道府県	二次医療圏	追加・削除	名称	新規	所在都道府県	二次医療圏	追加・削除	名称	新規	名称	定員
和歌山県	和歌山医療圏	和歌山県立医科大学附属病院 (病院施設番号:030588)		大阪府	泉州医療圏		岸和田市民病院 (病院施設番号:030518)		和歌山県	橋本医療圏		高野町立高野山総合診療所 (病院施設番号:031860)		和歌山県立医科大学附属病院卒後臨床研修プログラム	80
				大阪府	泉州医療圏		りんくう総合医療センター (病院施設番号:030519)		鹿児島県	奄美医療圏		大島郡医師会病院 (病院施設番号:032250)		和歌山県立医科大学附属病院卒後臨床研修小児科重点プログラム	2
				和歌山県	和歌山医療圏		日本赤十字社和歌山医療センター (病院施設番号:030587)		沖縄県	八重山医療圏		沖縄県立八重山病院附属西表西部診療所 (病院施設番号:034231)		和歌山県立医科大学附属病院卒後臨床研修産婦人科重点プログラム	2
				和歌山県	橋本医療圏		和歌山県立医科大学附属病院紀北分院 (病院施設番号:030589)		和歌山県	田辺医療圏		国保すさみ病院 (病院施設番号:036061)			
				和歌山県	田辺医療圏		国立病院機構南和歌山医療センター (病院施設番号:030590)		和歌山県	新宮医療圏		那智勝浦町立温泉病院 (病院施設番号:086026)			
				和歌山県	田辺医療圏		社会保険紀南病院 (病院施設番号:030591)		和歌山県	田辺医療圏		白浜はまゆう病院 (病院施設番号:086229)			
				和歌山県	和歌山医療圏		独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院 (病院施設番号:030593)		北海道	南渡島医療圏		松前町立松前病院 (病院施設番号:096044)			
				和歌山県	新宮医療圏		新宮市立医療センター (病院施設番号:030795)		北海道	釧路医療圏		町立厚岸病院 (病院施設番号:096045)			
				和歌山県	那賀医療圏		公立那賀病院 (病院施設番号:030804)		和歌山県	和歌山医療圏		国保野上厚生総合病院 (病院施設番号:116637)			
				和歌山県	御坊医療圏		ひだか病院 (病院施設番号:030851)		和歌山県	和歌山医療圏		和歌山市保健所 (病院施設番号:033940)			
				大阪府	泉州医療圏		泉大津市立病院 (病院施設番号:030867)		和歌山県	和歌山医療圏		海南保健所 (病院施設番号:032878)			
				和歌山県	橋本医療圏		橋本市立病院 (病院施設番号:031111)		和歌山県	御坊医療圏		御坊保健所 (病院施設番号:032868)			
				和歌山県	和歌山医療圏		和歌山生協病院 (病院施設番号:031857)		和歌山県	橋本療圏		橋本保健所 (病院施設番号:032875)			
				和歌山県	和歌山医療圏		済生会和歌山病院 (病院施設番号:040021)		和歌山県	那賀医療圏		岩出保健所 (病院施設番号:)			
				和歌山県	和歌山医療圏		海南医療センター (病院施設番号:040041)		和歌山県	有田医療圏		湯浅保健所 (病院施設番号:)			
				和歌山県	有田医療圏		有田市立病院 (病院施設番号:040042)		和歌山県	田辺医療圏		田辺保健所 (病院施設番号:)			
				和歌山県	有田医療圏		済生会有田病院 (病院施設番号:090052)								
				和歌山県	御坊医療圏		独立行政法人国立病院機構和歌山病院(病院施設番号:040059)								
	和歌山県	有田医療圏		県立こころの医療センター (病院施設番号:030594)											

病院群を構成する臨床研修病院及び研修協力施設（病院又は診療所に限る）が同一の二次医療圏又は同一の都道府県を越えている場合は、その理由を以下に記載。
 県外病院の中から研修先を自由に選択することは、生活圏を同じくする県境を超えた隣接する2次医療圏が可能となり、幅広い研修が可能となる。
 また、北海道から沖縄のへき地・離島を研修施設にすることで、医師不足地域における地域医療研修が可能となる。

- ※ 該当する項目について、上から病院施設番号順に詰めて記入すること。
- ※ 病院群を構成するすべての基幹型病院、協力型病院及び臨床研修協力施設（今回の届出により削除しようとするものを含む。）の所在都道府県、二次医療圏、名称をそれぞれの「所在都道府県」、「二次医療圏」、「名称」欄に記入（既に病院施設番号を取得している研修病院等は番号を「名称」欄に記入）した上で、それぞれの施設が新たに臨床研修協力病院（協力施設）となる場合は「新規」欄に「○」を記入し、また、臨床研修病院（協力施設）を追加又は削除する場合にはそれぞれの施設が以前の病院群に追加されるか以前の病院群から削除されるかにより「追加・削除」欄に「追加」又は「削除」を記入すること。
- ※ 当該病院群に係るすべての研修プログラムの名称及び募集定員（自治医科大学卒業生分等マッチングによらないものを含む）を「研修プログラム」欄に記入すること。